

はじめに

この指針は、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第13条の規定により、県民及び事業者等が気候変動対策を推進するに当たって、必要な事項を定めるものである。

なお、指針において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

第1 家庭生活等及び事業活動に係る配慮に関すること

1 家庭生活等におけるエネルギー使用量の把握【第15条関係】

家庭生活等において、電気やガスなど自らが使用するエネルギー消費量の把握や、二酸化炭素排出量の算定・把握に努めること。

取組例

(1) エネルギー使用量の把握

- ・電気、ガス料金などの請求書や検針票の利用
- ・環境家計簿の利用
- ・家電製品ごとの電力使用量や家庭全体の電力消費量を計測、表示する装置（HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等）の利用
- ・「うちエコ診断」の利用

(2) 二酸化炭素排出量の算定・把握

二酸化炭素排出量を計測できるホームページの活用

- ・「とくしま省エネサイト」（徳島県HP）
- ・「エコライフノート（環境家計簿）をつけてみませんか」（徳島県HP）
- ・「CO₂排出量チェック」（徳島県地球温暖化防止活動推進センターHP）
(<http://tccca.org/co2/>)

2 家庭生活等におけるエネルギーの使用の合理化及び効率的利用【第15条関係】

家庭生活等におけるエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用に取り組むとともに、それぞれの取組みによる二酸化炭素削減量などの効果を勘案すること。

取組例

(1) エネルギー消費機器等の効率的な使用

- ・不要な照明器具の消灯や待機時消費電力の削減など、不使用時等におけるエネルギー消費の抑制
- ・冷暖房機の適切な温度設定など、エネルギー消費機器等の効率的な使用
(冷房：28度、暖房：20度を目安)
- ・「クールビズ」「ウォームビズ」の実践
(適切な服装による冷暖房の運転縮小)

(2) エネルギー消費性能が優れているエネルギー消費機器等の使用

- ・家電製品等の購入又は買換え時に、省エネ性能の高い製品の選択及び使用
- ・省エネ性能に関する情報の活用

(「省エネラベリング制度 (省エネルギーラベル、統一省エネルギーラベル)」
「省エネ製品買換ナビゲーションサイト (しんきゅうさん)」等)

(3) エネルギーの「見える化」「ネットワーク化」

- ・「HEMS」や「スマートメーター」の利用によるエネルギー使用量の調整、制御
- ・家電製品ごとの電力使用量や家庭全体の電力消費量を計測、表示する装置の利用 (再掲)

(4) 温室効果ガス排出のより少ないライフスタイルへの転換

国や県が行うキャンペーン等への協力及び実践

- ・徳島夏・冬のエコスタイル
- ・環境首都とくしま・未来創造憲章 (平成27年1月制定)
- ・クールチョイス
- ・クールビズ・ウォームビズ、クールシェア・ウォームシェア

3 事業活動におけるエネルギー使用量・温室効果ガス排出量の把握【第15条関係】

事業活動において自らが利用するエネルギーについて、工場や事業場におけるエネルギーの使用量を把握し、温室効果ガス排出量の算定に努めること。

取組例

- ・重油燃料など購入伝票、電気・ガス料金請求書の利用
- ・省エネ診断の受診
- ・温室効果ガス排出量内訳書 (指針様式第1号) の活用
- ・各種エネルギー使用量計算シートの活用

〔例：省エネルギーセンター「エネルギー使用量計算 (エクセルシート)」
<http://www.eccj.or.jp/know.html>〕

4 事業活動におけるエネルギー使用の合理化及び効率的利用【第15条関係】

(1) 温室効果ガスの排出抑制等の措置

「別表第1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等のための具体的措置」を参考に、それぞれの事業特性に応じ、適切かつ有効な対策を選定し、実施すること。

参 考

- ・「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(平成20年内閣府等告示第3号)
- ・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号)
- ・「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号)
- ・「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号)

(2) 温室効果ガス排出のより少ないビジネススタイルへの転換

国や県が行うキャンペーン等への協力及び実践（再掲）

- ・徳島夏・冬のエコスタイル
- ・環境首都とくしま・未来創造憲章（平成27年1月制定）
- ・クールチョイス
- ・クールビズ・ウォームビズ、クールシェア・ウォームシェア

5 環境への負荷の低減に資する消費【第16条関係】

日常生活、事業活動における物品の購入やサービスの利用に当たっては、環境に配慮した消費（エシカル消費）に努めること。

取組例

- ・省エネ性能の高い製品や高効率な製品の利用
- ・グリーン購入
- ・カーボン・オフセット商品の利用
- ・リサイクル製品等の積極的な利用
- ・県内で生産された農産物等の購入（地産地消の推進）

6 特定家庭用電気機器等について【第18条関係】

(1) エネルギー消費効率の情報に関する表示

規則第5条第2項の指針で定めるところによる表示は、次の各号に掲げるとおりとし、これを表示する書面は、「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1-2(4)、2-2(4)、3-2(4)及び7-2(4)に規定する様式とする。

① エアコンディショナー

(ア) 多段階評価（告示1-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

(イ) 省エネルギーラベル（1-2(2)に定めるものをいう。）

(ウ) 製造事業者等（省エネルギー法第77条に定めるものをいう。以下同じ。）

の名称

(エ) 特定家庭用電気機器等の種類ごとの名称

(オ) 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示1-2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

(カ) 書面の作成年度

② 蛍光灯のみを主光源とする照明器具

(ア) 多段階評価（告示2-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

(イ) 省エネルギーラベル（2-2(2)に定めるものをいう。）

(ウ) 製造事業者等（省エネルギー法第77条に定めるものをいう。以下同じ。）

の名称

(エ) 特定家庭用電気機器等の種類ごとの名称

(オ) 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示2-2(5)に定める方法により求めた値をいう。）

(カ) 書面の作成年度

③ テレビジョン受信機

(ア) 多段階評価（告示 3-3 に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

(イ) 省エネルギーラベル（3-2（2）に定めるものをいう。）

(ウ) 製造事業者等の名称

(エ) 特定家庭用電気機器等の種類ごとの名称

(オ) 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示 3-2（3）に定める方法により求めた値をいう。）

(カ) 書面の作成年度

④ 電気冷蔵庫

(ア) 多段階評価（告示 7-3 に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

(イ) 省エネルギーラベル（7-2（2）に定めるものをいう。）

(ウ) 製造事業者等の名称

(エ) 特定家庭用電気機器等の種類ごとの名称

(オ) 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示 7-2（3）に定める方法により求めた値をいう。）

(カ) 書面の作成年度

(2) 前項の事項を表示するに当たっては、特定家庭用電気機器等ごとに次の注意事項を販売場所において表示又は説明するものとする。

① エアコンディショナーにあつては告示 1-5 に掲げる注意事項

② 蛍光灯のみを主光源とする照明器具にあつては、告示 2-5 に掲げる注意事項

③ テレビジョン受信機にあつては告示 3-5 に掲げる注意事項

④ 電気冷蔵庫にあつては告示 7-5 に掲げる注意事項

7 製品の製造時における温室効果ガスの排出抑制【第20条関係】

(1) 製造過程における排出抑制措置

製品等の製造にあつては、使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、原材料や部品の選定から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、排出量が少なくなる製造方法の選択、設備の使用に努めること。

(2) 日常生活用品等の製造における排出抑制措置

日常生活用品等の製造等を行う場合には、エネルギー消費効率の高いものや再生可能エネルギーの活用など温室効果ガスの排出量の少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めること。

取組例

・冷暖房機器等

使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない機器、過度に冷暖房に頼らずとも快適に過ごすことのできる衣類の製造

・給湯機器

- 使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない機器、断熱性の高い浴槽等の製造
- ・廃棄物等の発生抑制
- 使い捨て製品や過剰包装の自粛、容器の軽量化・薄肉化、製品の長寿命化等

参 考

- ・「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成20年内閣府等告示第3号）

8 通勤における公共交通機関等の利用【第21条関係】

事業者は、各事業所の特性に応じて、従業員の理解と協力のもと、通勤時の公共交通機関等の積極的な利用に取り組むものであること。

取組例

- ・駐輪場の整備など自転車利用の促進
- ・パークアンドライドの奨励
- ・「ノーマイカーデー」の実施など従業員への普及啓発
- ・通勤手当の見直し

9 環境への負荷の少ない催しの開催について【第23条、第24条関係】

相当程度大規模な催し（概ね1,000人程度以上の人が集まる催しをいう。）の開催に当たっては、当該催しに伴う温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など環境への負荷をできる限り低減するよう努めるものであること。

取組例

- ・ごみの分別回収、リユース食器活用等によるごみの減量
- ・公共交通機関の利用呼びかけ
- ・ペーパーレスなど紙使用量の削減
- ・催しに伴う二酸化炭素の埋め合わせ（カーボン・オフセット）

参 考

- ・徳島県エコイベントマニュアル、徳島県「エコイベント」の認定

第2 建築物に係る配慮に関すること

1 建築物への配慮【第31条関係】

建築物の新築や増改築に当たっては、「別表第2 建築物に係る温室効果ガスの排出抑制等のための措置」を参考に、それぞれ建築物の特性に応じ、エネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用など、最新技術を活用し、「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）」「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）」の推進に努めること。

参 考

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）